

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、住民基本台帳法に基づく事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務において、個人情報保護法や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。
特に、窓口業務の一部等を外部事業者に委託しているため、委託先による情報漏えいや入力誤り等が生じないよう事業者監視対策を行なっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	区市町村において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するために区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて作成されるものであり、区民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。（別添1を参照） ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル、提供情報ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供ができる根拠法令> 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び情報連携主務省令第2条表の第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 情報連携主務省令第2条表の 1項関係:第3条(健康保険法関係) 2項関係:第4条(健康保険法関係) 3項関係:第5条(健康保険法関係) 5項関係:第7条(船員保険法関係) 6項関係:第8条(船員保険法関係) 8項関係:第10条(児童福祉法関係) 11項関係:第13条(児童福祉法関係) 13項関係:第15条(児童福祉法関係) 15項関係:第17条(児童福祉法関係) 20項関係:第22条(児童福祉法関係) 28項関係:第30条(予防接種法関係) 37項関係:第39条(身体障害者福祉法関係) 39項関係:第41条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係) 48項関係:第50条(地方税法関係) 53項関係:第55条(公営住宅法関係) 57項関係:第59条の3(私立学校教職員共済法関係) 58項関係:第60条の4(厚生年金保険法関係) 59項関係:第61条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係) 63項関係:第65条(学校保健安全法関係) 65項関係:第67条(国家公務員共済組合法関係) 66項関係:第68条(国家公務員共済組合法関係) 69項関係:第71条(国民健康保険法関係) 73項関係:第75条の3(国民年金法関係) 75項関係:第77条(知的障害者福祉法関係) 76項関係:第78条(住宅地区改良法関係) 81項関係:第83条(児童扶養手当法関係) 83項関係:第85条(地方公務員等共済組合法関係) 84項関係:第86条の3(地方公務員等共済組合法関係) 86項関係:第88条(老人福祉法関係) 87項関係:第89条(老人福祉法関係) 91項関係:第93条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係) 92項関係:第94条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係) 96項関係:第98条(母子保健法関係) 106項関係:第108条(児童手当法関係) 108項関係:第110条(災害弔慰金の支給等に関する法律関係) 110項関係:第112条(雇用保険法関係) 112項関係:第114条(雇用保険法による育児休業給付の支給に関する法律関係) 115項関係:第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 118項関係:第120条(厚生年金保険法関係) 124項関係:第126条の4(特定優良賃貸住宅の促進に関する法律関係) 129項関係:第131(厚生年金保険法関係) 130項関係:第132条(厚生年金保険法関係) 132項関係:第134条(介護保険法関係) 136項関係:第138条(被災者生活再建支援法関係) 137項関係:第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 138項関係:第140条の3(厚生年金保険法関係) 141項関係:第143条(独立行政法人農業者年金基金法関係) 142項関係:第144条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 144項関係:第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 149項関係:第151条(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則関係) 150項関係:第152条(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律関係) 151項関係:第153条(高等学校等就学支援金の支給に関する法律関係) 152項関係:第154条(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係) 155項関係:第157条の2(子ども・子育て支援法関係) 156項関係:第158条(年金生活者支援給付金の支給に関する法律関係) 158項関係:第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) 160項関係:第162条(公的給付の支給等に関する法律関係) 163項関係:第165条(地域優良賃貸住宅要綱第7条に規定する入居の申込みに関する法律関係) 164項関係:第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に関する法律関係) 165項関係:第167条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に関する法律関係) 166項関係:第168条(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する法律関係」) <情報参照ができる根拠法令> ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1185 区民部 戸籍住民課 戸籍住民担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1185 区民部 戸籍住民課 戸籍住民担当
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	【窓口等】 ①住民基本台帳情報の入力・訂正・削除を行った場合、必ず入力者と別の者が入力・訂正・削除の内容を確認(照合)し、届出書/申請書等の行政使用欄に確認結果を記載している。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所で保管している。 ③戸籍住民課及び特別出張所の新規職員を対象とした研修や課内研修にて次の啓発を行っている。 ・他自治体での不祥事に絡んで総務省等から通知があり、それらを踏まえて取り扱いを更に注意する。 ④委託先対象として次のとおり確認している。 ・委託先に対してセキュリティ自己点検を依頼した際に、従業員に対する研修実施内容にて個人情報・機密情報の適切な取扱いについて触れていることを確認している。 ・定期的な作業報告会議において、委託先の事業者が適切な対応をしていることを確認している。 ・窓口・入力委託先の受付・入力等について適切に対応しているか職員が確認している。 【システム】 ①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、住民基本台帳情報の入力・訂正・削除を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用している。 ③定期的に住記システムと住基ネットシステム間で保管されている本人確認情報の整合性確認処理を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書見直しに伴う実施)
令和7年9月4日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書見直しに伴う実施)